

526

D728

様式44

令和 6年 1月10日

三重県知事 へ

医療法人の住所 桑名市星見ヶ丘7丁目305番地

医療法人の名称 医療法人 相生

理事長名 村松 正俊

電話 0594 (32) 7500

決 算 届

令和 4年 11月 4日から 令和 5年 10月 31日までの決算を終了したので、医療法
第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年11月4日 至 令和5年10月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 相生
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他

- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 三重県桑名市星見ヶ丘7丁目305番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 令和4年10月25日

- (4) 設立登記年月日 令和4年11月4日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	ほしみ脳神経 外科	2410105965	三重県桑名市星見ヶ丘 7丁目305番地	無床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年10月28日 次年度の事業計画及び収支予算決定

様式 2

法人名 医療法人 相生
 所在地 三重県桑名市星見ヶ丘7丁目305番地

※医療法人整理番号 0728

財 産 目 録
 (令和 5年 10月 31日現在)

1. 資 産 額	145,217 千円
2. 負 債 額	147,487 千円
3. 純 資 産 額	△ 2,270 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	47,006
B 固 定 資 産	98,211
C 資 産 合 計 (A+B)	145,217
D 負 債 合 計	147,487
E 純 資 産 (C-D)	△ 2,270

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 相生

※医療法人整理番号 1728

所在地 三重県桑名市星見ヶ丘7丁目305番地

財 産 目 録
(令和 5年 10月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	47,006	I 流 動 負 債	16,131
II 固 定 資 産	98,211	II 固 定 負 債	131,356
1 有 形 固 定 資 産	94,028		
2 無 形 固 定 資 産	220		
3 そ の 他 の 資 産	3,963	負 債 合 計	147,487
		純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金	100
		II 積 立 金	△ 2,370
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	△ 2,270
資 産 合 計	145,217	負 債 ・ 純 資 産 合 計	145,217

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 相生

※医療法人整理番号 1728

所在地 三重県桑名市星見ヶ丘7丁目305番地

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 11月 4日 至 令和 5年 10月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	92,080
2 事業費用	93,651
本来業務事業損失	1,571
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
C 収益業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
収益業務事業利益	0
事業損失	1,571
II 事業外収益	215
III 事業外費用	948
経常損失	2,304
IV 特別利益	
V 特別損失	
固定資産売却損	0
その他の特別損失	0
税引前当期純損失	2,304
法人税・住民税及び事業税	66
当期純損失	2,370

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人 相生
理事長 村松 正俊 殿

私は、医療法人 相生の 令和4会計年度（令和4年11月4日から令和5年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年12月28日
医療法人 相生
監事 渡部 千鶴